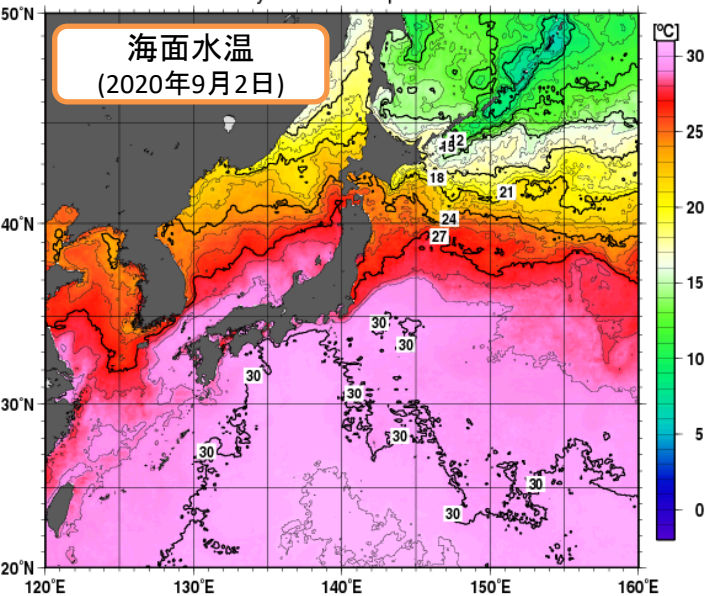


今年の台風は、危険です！

Daily SSTs 01 Sep. 2020.



◆台風第10号は今後特別警報級(中心気圧915hPa以下、最大風速80m/s以上)の勢力まで発達し、6～7日に九州地域に最接近する予報です。

◆今年は海水温が異常に高く台風の勢力が強まり甚大な災害が心配されます。今後は、台風が近畿地方に接近することが懸念されます。

◆畜舎等の台風への備えをお願いします。

事前の対策

- 1 畜舎・関連施設で浸水・雨風の吹き込みなどのある箇所は、予め補修などの処置を講じる。
- 2 家畜・家きん・蜜蜂など、これまでに被害を受けた、または被害が予想される場合には、予め避難する方法、場所などの確認する。
- 3 あらかじめ停電・漏電の対応を確認する。

被害拡大防止のための対策

- 1 天候が回復後、畜舎や施設等に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行う。
- 2 家畜の異常を認めたら、速やかに獣医師に診療を依頼する。
- 3 冠水や浸水で湿った飼料は家畜・家きんに与えない。

台風被害については、家畜保健衛生所にもお知らせ下さい
 ※被害の有無・状況を別添用紙により9月7日(月)8:30AMまでに、お知らせ下さい。

南丹管内の畜産農家の皆様

いつもお世話になってます。

今回の台風10号による畜産農家の皆様の被害状況を把握するため

被害の有無等について以下に記入の上FAXかメール連絡(被害が無い場合も)をお願い致します。

★可能であれば9月7日(月)8時30分までに連絡願います。

★必要に応じて被害状況について電話で確認させていただきます。

FAX番号:0771-42-5117

◆農場名:()

◆被害:(有り・ 無し)

◆被害状況:簡単に記載願います

台風の事後処理等で大変なところ恐縮ですが何卒御協力をよろしく
お願い致します。なお、甚大な被害等緊急を要する場合には0771-
42-3308まで早急にお知らせ下さい。(休日等も転送されます。)

台風接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（国の通知文抜粋）

8. 畜産

(1) 事前の対策

ア. 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。

イ. 大雨による畜産施設への浸水のおそれがある場合は、明きよの施工等により排水に努め、家畜への被害が生じるおそれがある場合は、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。豚コレラ陽性野生イノシシの確認地点から10km圏内の地域においては、豚の移動は監視対象農場プログラムに基づいて行うこと(別添「豚コレラの発生に伴う豚の疫学調査等について」(元消安第1537号令和元年7月24日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知))。なお、肥育豚の場合は、同プログラムに準じることとする。ただし、移動時の全頭PCR検査及びELISA検査が不可能な場合はこれら検査を実施しなくても移動できるものとするが、積込み前後の車両消毒、荷台における体液等の漏出防止措置並びに運搬後の車両及び資材の消毒等の防疫対応を徹底すること。なお、避難先から元の農場へ豚を戻す場合、全頭PCR検査、ELISA検査等の実施の要否については別途動物衛生課と協議するものとし、避難時と同様に消毒等の防疫対応については徹底すること。

ウ. 各地域において、行政機関や生産者団体等との連携により、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

エ. 飼料・燃料などについては、不測の事態を考慮し、家畜を少なくとも1週間以上飼養するために必要な分量を最低在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入に努めること。その保管場所については、河川の増水や土砂崩れのリスクも考慮し、分散して保管するなど工夫すること。また、飲水についても貯留タンクの設置やくみ上げポンプを準備するなどの対応を行うよう努めること。

オ. 天気予報などにより天候の状況を注視し、飼料作物の管理・収穫作業等の計画を変更するとともに、収量や品質の確保のために、その調製法や時期についても、例えば乾草からサイレージに切り替えるなど臨機応変な対応を行うこと。特に飼料用とうもろこしについては、台風等に当たると予想される場合、糊熟期以降であれば、収穫適期に達していなくても、被害軽減のために収穫作業を一部前倒して開始することも検討すること。また、降雨による冠水に備え、ほ場に明渠や暗渠を整備するなど、排水対策を講ずること。

(2) 被害拡大防止のための対策

ア. 畜産施設及び家畜

(ア) 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うよう努めること。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。

(イ) 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努めること。特に、野生イノシシにおいて豚コレラが確認されている地域及び**その周辺地域の養豚関連施設**においては、これらの措置をできるだけ早期に行うよう努めること。

(ウ) 水濡れ、土壌の付着などにより品質が低下した飼料の給与は、家畜への健康被害や畜産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

イ. 飼料作物及び稲わら

(ア) 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。

(イ) 倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒した作付けや、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努めること。